

議案第17号

多可町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

多可町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和3年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

## 多可町消防団条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町消防団条例（平成17年多可町条例第194号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「定員」の次に「及び団員の種類」を加え、同条中「910名」を「960名」に改め、同条に次の5項を加える。

- 2 団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。
- 3 基本団員は、機能別団員以外の団員とする。
- 4 機能別団員は、別で定める消防活動に従事する団員とする。
- 5 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定員とする。
- 6 同令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定員から、規則において退職報償金を支給しないと規定した機能別団員25人を控除した数とする。

第4条中「町長が」の次に「、団長、副団長以外の団員は町長の承認を得て団長が」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、団長、副団長以外の団員について、団長が消防団の運営上特に必要があると認めるときは、当該要件にかかわらず、町長の承認を得て、任命することができる。  
第6条の次に次の1条を加える。

（手当）

第6条の2 団員には予算の範囲内において、規則で定めるところにより次の手当を支給する。ただし、団長、副団長には支給しない。

- （1） 災害時出動手当
- （2） 訓練等出動手当
- （3） 警戒・点検等出動手当

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

